

# ブラックバス問題の現状と今後の取り組み

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

## 1. シンポジウムで考えた 20 年の成果と課題

一般的にはほとんど話題にならないが、今年 2025 年は外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)が施行されて 20 年目にあたる。そこで今年 9 月 21 日、全国ブラックバス防除市民ネットワーク(通称ノーバスネット)では、シンポジウム「水辺の外来生物対策 20 年 その成果と課題」を開催した(法政大学藤田研究会と共催、会場は法政大学市谷キャンパス)。基調講演 2 題を含む 12 題の講演は、それぞれ 1 時間あっても足りないほど充実した内容だったが、改めて感じたのは、この 20 年間に成し遂げられたことと成し遂げられていないことの対比だった。

成し遂げられたことは大きく分けて 2 つあるかと思う。一つは外来生物についての知識が一般に知られるようになったことだ。特定外来生物は防除されなければならない生き物であり、防除されることで在来の生物や環境が守られるということが、今日では広く、子どもたちにまで知られてきている。

もう一つは、それぞれの場におけるこの 20 年間の外来生物防除の蓄積である。それは世界や国という大きな場から個々の現場まで、外来生物防除の考え方からそれぞれの場における調査や駆除のデータ、防除技術まで、20 年にわたる蓄積とそれによる成果にはすごいものがある。

一方、成し遂げられていないことは、まず、実際の防除については知られていないし、いまだに十分行われていないことだ。上記と矛盾するようだが、特定外来生物は駆除した方がよいということは広く知られているが、では近所の池にアカミミガメが増えたことについて、どうしたらいいかはほとんどの人が知らない。ハクビシンがよく来るようになったが、捕まえるべきなのか、捕まえた後はどうするのか、ほぼ誰もわからない。

また、生物はどの生物も当然、何とか生き延びて殖えようとするから、そう簡単に完全駆除には至らない。そのとき、いつまで何をすればいいのか、その活動を継続するのに助けになってくれるものはあるか、といったロードマップやマニュアル的なものも作られていない。これらを形式的に作っても現場では役に立たない可能性が高いが、しかし、これがないために、なぜ外来生物を防除しているのかが曖昧になってしまい、疲労感、徒労感が積み重なり、活動自体が消滅してしまうことも少なくない。

2023 年の外来生物法改正法では、各主体の役割が明記された。それによって地方自治体や企業、国民も外来生物防除に取り組むべき主体と明確に位置づけ

られた。これはロードマップやマニュアルを作成する大きな背景になったと思うが、現実にはそのような展開を見せている地域は決して多くない。そうしたことの結果として、「外来生物は早期発見、早期対策が重要」とされていても、実際にはたとえ早期発見されても早期対策されることは決して多くない。

そんな中、ブラックバス問題は数ある特定外来生物の中でも、「成し遂げられていない大きな課題」のある外来生物だと改めて感じている。その課題とは、駆除すべき、あるいは生息数を減らすべきと国の法律で位置づけられた外来生物を、増やして利用したいと願い、実際に利用している(=これからも生息域がどんどん増えてほしいと願っている)主体が今なおいること、それを規制するものがほとんどないことだ。

## 2. 法律施行 20 年たってバス釣りを支援する自治体も出現!?

バスがこっそり密放流される→在来魚が減りバスが増える→在来魚関連の事業が衰退するが、バス釣り関係の事業が増大する→「在来魚関連のマイナスはバス釣り関連で補完できる」「バス釣りは地域経済に貢献する」という主張が声高になり、産業として定着する→これが「成功体験」になり、新たな密放流が行われる。というのが、外来生物法以前のブラックバス拡散の図式だった。

外来生物法ができた背景には、人間活動による環境破壊に対する危機感からつくられた世界条約、「生物多様性条約」に日本も批准したことがある。外来生物問題は生物多様性条約に、取り組むべき課題として明記されている。そして、外来生物法で最も規制しなかったのは、まさに上記のような「拡散の図式」だった。ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)が真っ先に特定外来生物に指定すべき種として挙げられたのもこのためだった。

しかし、外来生物法施行 20 年経って、現状はどうか。一度駆除された水域において、再度、オオクチバスが違法放流されるケースも後を絶たない。急流の河川や源流域にも上るコクチバスは、法律施行後、急速に生息水域を拡大している。違法放流が止まらないのは、「そこにバスがいれば、釣る(利用するのは自由)だからだ。

オオクチバスに漁業権が免許されている湖は日本に 4 湖あるが、コクチバス漁業権を免許されている湖はひとつもない。コクチバスは全国一律、駆除すべき魚種である。にもかかわらず、コクチバスの「資源保護」を訴え、漁業権魚種にのみ免許されているはずの遊漁料をコクチバス釣り人に求める湖がある。

茨城県霞ケ浦では 2023 年、資源保護協会という名称を持つ組織が誕生したが(「資源」が何かは記名されていない)、その活動の第一歩として以下の方策が掲げられている。①釣り人が遊漁権を積極的に購入することで漁協などの行政(漁協は行政ではないが、この部分は原文のママ)との関係を構築、ベイトフ

イッシュやワカサギの資源放流につなげる。②トーナメント団体とトーナメント自粛エリア（資源保護エリア）などを協議する。③関係する業者が協議して保護自粛エリアを設定し、釣り人に協力を呼びかける。

そのうえ驚いたことに、最近ではいわゆる「業界」ではなく、特定外来生物を防除すべき主体と位置づけられている地方自治体の中に、バス釣りを積極的に推進・支援している地方公共団体まで出てきている。たとえば、岐阜県海津市である。岐阜県は長良川、木曾川、揖斐川の木曾三川でコクチバスが増えていること問題視し、完全駆除を目指す協議会まで立ち上げている。その県下で、市長が音頭を取って市主催のバス釣り大会が開催され、ふるさと納税の返礼品に数多くのバス釣り関連商品が取り上げられている。

まさに、「そこにバスがいれば、釣る(利用する)のは自由」と居直っているとしか思えない。外来生物法でバスが特定外来生物に指定されたことを支えに、各地の魚類や水生生物を保全するためバスを駆除している市民や団体からすれば、あり得ない居直りと言える。防除しながら利用する。これではバス問題はいつまでたってもマッチポンプでしかない。

### 3. 特定外来生物の「利用」をどう規制するか

ノーバスネットでは、2023年度に予定されていた10年に一度の漁業権免許切り替えに際し、4湖に免許されているオオクチバス漁業権を継続しないよう、外来生物法主管官庁の環境省と農林水産省、神奈川県知事、山梨県知事などに要望書を提出してきた(日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会とノーバスネットの6団体の連名)。

山梨県においてはオオクチバスを免許されている3つの漁協と県が協議し、2023年度にオオクチバス漁業権は継続免許されたものの、将来的な免許返上を目標としたロードマップがつくられ、公開されている。

私たちは「バス問題に残された課題」として主にオオクチバス漁業権とブラックバスのキャッチ&リリースを掲げてきたが、そのうちのひとつであるオオクチバス漁業権は一步前進したと考えている。一方、キャッチ&リリースはまさに「そこにバスがいれば、釣る(利用する)のは自由」という現状の象徴であると考えている。

ブラックバス問題に残された課題については、2024年5月、前滋賀県知事で参議院議員の嘉田由紀子氏が質問主意書を提出され、それに対して国が答弁書を出している。しかし、国の答弁は「特定外来生物ブラックバスの利用は外来生物法では規制できず、問題ない」というものだった。これには大いのがっかりしたが、であれば、次に目指すべきは、

- ① 特定外来生物利用の規制が法律に盛り込まれるようにすること、

② 法律以外の手段で利用を規制できる道を探すこと、  
だろうと考えている。

ただし、これは市民団体だけで実現できることではない。今後、さらにさまざまな立場の皆さんと意見交換や議論を重ねながら、一步ずつ進めていきたいと考えている。

その際、非常に残念であり不可解でもあるのは、ことバス問題に関しては、釣り業界の自助努力も解決のための提案もほぼ皆無という点だ。「そこにバスがいれば、釣る(利用する)のは自由」というところに乗っかっていると言われても仕方がないだろう。環境経済学では「フリーライド(ただ乗り)と呼ばれ、コストを負担せずに利益だけを享受することを指す。生物多様性が今なおどんどん失われている今日、それは許容されなくなっている。釣りという、自然資源を利用する遊びのルールにも、大きな見直しが必要ではないかと思う。